

陳情番号	件名
第 10 号	安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・医師・看護師等の大幅増員を求めることについて
受理年月日	
24. 10. 25	

陳情の趣旨
<p>【陳情項目】</p> <p>① 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。</p> <p>② 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。</p> <p>【陳情理由】</p> <p>厚生労働省は2011年6月17日、医政局長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、保健局長の5局長連名で「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」を発出しましたが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交代制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としています。</p> <p>全国各地で大問題となっている「医療崩壊」「介護崩壊」の現状は、東日本大震災で改めて明らかになり、医師・看護師・介護職員など医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。「医療崩壊」「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには看護師などの夜勤・交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。</p> <p>厚生労働省の5局長通知を実効あるものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療・介護を実現することが求められています。</p> <p>以上の趣旨から、安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図るため、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 11 号	介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求めることについて
受理年月日	
24. 10. 25	

陳情の趣旨
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>① 介護職員処遇改善加算を2015年4月1日以降も継続すること</p> <p>② 介護職員処遇改善加算事業の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること</p> <p>【陳情の理由】</p> <p>介護職員の処遇改善の取り組みとして、2009年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、2012年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなりました。しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、2015年3月31日までの間」とされ、次回の改定以降の加算制度の継続については、極めて不透明な状況です。</p> <p>超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮しています。「介護崩壊」をくい止め、安全・安心の介護を実現するためには介護職員確保にむけ、賃金改善などの処遇改善が不可欠です。介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で、約10万円以上も低い実態があります。政府公約である介護職員への4万円の賃上げからも、介護処遇改善加算は、廃止でなく、継続し拡充させることが求められます。</p> <p>以上の趣旨から、安全・安心の介護実現のための介護職員の人材確保を図るため、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 12 号	社会福祉関係の県単独補助制度などの廃止に反対し、継続を求めることについて
受理年月日	
24.11.9	

陳情の趣旨

陳情趣旨

神奈川県緊急財政対策本部は、今後 3 年間に先機関を含めすべての県有施設や市町村や団体への補助金や負担金の廃止を打ち出しました。

この中では社会福祉施設を含む県有施設の原則全廃だけでなく、市町村や民間社会福祉施設などへの補助金や負担金の廃止もうたっています。特に民間社会福祉施設運営費補助金や軽費老人ホーム事務費補助金などは「多年にわたるから」とか、老人福祉施設設備費補助金や院内保育所事業所補助などは「その必要性を総合的に判断して」とか、また保育所運営費補助などは「税と社会保障の一体改革の動向を見たいので検討する」というように、いずれにしても全ての社会福祉関係の補助金が廃止の対象とされています。

民間社会福祉施設の運営にとって補助金は必要不可欠です。これらが廃止されたら民間社会福祉施設の運営に多大な影響が及ぶだけでなく、利用者サービスにも大きな影響が及ぶことは明らかです。

一方、介護や福祉・保育の人手不足問題は未だ深刻な状況で、国による処遇改善交付金（助成金）や各報酬単価の引き上げが行われたものの、低賃金・過重労働の解決には至っておらず、多くの事業所で人材確保問題は厳しい状況が続いています。こうした中での県の補助金廃止は、福祉労働者の人材確保の点でも更なる困難を抱えることが予想されます。福祉労働者が安心して働き続け、質の高い福祉の担い手を確保していくための賃金・労働条件の改善は不可欠です。

私たちは神奈川県が進めている福祉切り捨ての県有施設廃止や補助金・負担金の廃止に反対です。

つきましては、上記のような問題にご理解いただき、下記の事項について地方自治法第 99 条の規定に基づき、県へ意見書提出をしていただきたく陳情いたします。

陳情項目

- 1、民間社会福祉施設に対する運営費補助金や整備費補助、施設整備借入償還金補助金などの廃止は行わないこと。

- 2、民間保育所運営費補助金や民間保育所設置促進事業費補助金など、民間保育所運営に関する補助金の廃止はしないこと。
- 3、市町村への補助金・負担金の廃止・削減は市町村と充分協議をし、一方的な廃止・削減は行わないこと。
- 4、福祉や保育労働者の人材確保の観点から、社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金、産休等代替職員制度事業費補助金は廃止しないこと。

陳情番号	件名
第 13 号	県民のいのちと暮らしをまもる県単独制度と県有施設等の継続を求めることについて
受理年月日	
24. 11. 12	

陳情の趣旨
<p>[陳情趣旨]</p> <p>一、神奈川臨調と呼ばれる緊急財政対策本部調査会は今後 3 年間で県有施設や県の出先機関を全廃し、市町村や団体への補助金、負担金も全廃を原則に見直す方向を打ち出しました。7 月の中間意見（案）では県補助金を凍結し、必要性や妥当性を「ゼロベースから見直す」とした上で、①長期にわたり運用されている補助金（昭和 63 年以前 586 億円）の原則廃止、②少額補助金（百万円未満 51 事業、1 千万円未満 193 事業）の原則廃止、③団体補助金については運営費補助（別に扱う私学助成を含め 460 億円）の廃止を打ち出しています。「県が補助金を廃止する場合は、市町村と足並みをそろえて、事業そのものを廃止するといったことに取り組むべきである」とし、市町村負担金についても「既存の負担協定そのものを改めて点検すべきである」としています。</p> <p>二、こうした神奈川臨調の方向が知事を本部長とする緊急財政対策本部で検討され、「神奈川県緊急財政対策」がまとめられ、来年度予算案にも反映すると言われています。この財政対策が実施されるならば、相模原市をはじめ県下市町村行政に重大な影響を及ぼすものです。市町村及び、県民への十分な説明と意見聴取を行うことなしに、納得も得ないまま実施されるとしたら、県民軽視の暴挙です。</p> <p>三、県民利用施設や出先機関の廃止は県民サービスの大幅削減に他ならず、そもそも県有施設は県民の財産でありそれぞれに歴史的経過や地域・団体要求がある中で、県民の合意もないまま知事の短絡的な判断で処分するなど許されません。県民合意の下、時間をかけて一つ一つを検証すべきです。</p> <p>四、県単独事業として市町村に交付される医療費助成補助も廃止対象であり、財政面から市町村の制度廃止に直結する恐れがあります。団体補助には休日診療所、グループホーム、保育センター、看護専門学校、福祉施設などの運営費補助があり、廃止されれば重大な事態を引き起こすことは必須です。</p> <p>五、神奈川臨調が市町村制度の廃止にまで言及していることは自治体への介入であり、団体自治（自治体自らの権限と責任における行政運営）や住民自治（住民</p>

の意思と責任に基づく行政運営)の原則からも許されません。

六、加えて問題なのは、補助金の中には医療費助成補助のように「要綱」で規定されているものがあり、県議会の審議にかからずに行政側の判断で変更可能であることです。

七、県有施設や出先機関の廃止、市町村補助金や負担金の廃止とは「県の解体」ではないでしょうか。一度壊したものを元に戻すには、費用も労力も従前以上にかかるものです。

つきましては、県民のいのちと暮らしを守る県単独制度と県有施設等が継続・維持されるよう、次の点について神奈川県に意見書を上げていただくよう陳情いたします。

[陳情事項]

- 一、子ども・ひとり親・重度障害者等に対する県の医療費助成の現行制度を継続してください。
- 二、県の市町村補助金、および団体補助金を削減しないでください。
- 三、県の出先機関を維持し、県有施設を廃止または民間等へ移譲しないでください。

以上

陳情番号	件名
第 14 号	国民健康保険への国庫負担の拡充を求めることについて
受理年月日	
24. 11. 12	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

国民健康保険は被用者保険に加入できない自営業者などを対象にしてきましたが、今では、高齢者や低賃金労働者、失業者など低所得者が圧倒的な比重を占めるに至っています。神奈川県社会保障推進協議会が県内全市町村国保を対象に行った2011年度調査での国保加入世帯の所得階層別状況（回答のあった18自治体の集計）は、未申告等の多数は無所得と推計して、所得100万円以下の世帯が全加入世帯の約5割、200万円以下では84.3%を占めています。

国民健康保険にはこのような構造的な問題があるため、高額な保険料を課しても滞納が増えるだけで国保財政の改善には結びつきません。短期保険証、資格証明書の発行による医療からの排除が引き起こされ、国民皆保健制度の崩壊を早めるだけです。「払える保険料」への引き下げは加入者の中心的な要求となっています。

保険料高額化の主要な要因は、1984年の国民健康保険法改悪にあり、定率国庫負担を「医療費の45%」から「給付費の50%」に変え、その後の事務費などの国庫負担廃止等によって、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は80年代に50%程度だったものが2007年度には25%に低下していることにあります。相模原市では実に20%となっています。国民健康保険財政の困難と国保税の高額化の根本原因は国庫負担の引き下げにあります。

低所得者が多く加入し、事業主負担もない国民健康保険は国の適切な財政支出があって初めて成り立つ社会保障制度です。医療費の増大に伴う保険料の値上を押さえ、国保財政の基盤強化、低所得者対策を強化するためには、国庫負担の拡充が強く求められます。

全国市長会国保対策委員長（岡崎誠也高知市長）は、政権与党のワーキングチームに対し、公費負担割合を医療費の「50%以上にする必要がある」と2011年11月29日の文書で主張しています。相模原市の国保財政が困難な状況にあることから、国保の改善に向けて下記事項を陳情いたします。

【陳情事項】

地方自治法第99条の規定に基づき、政府ならびに関係行政庁に対し、国民健康保

険への国庫負担の大幅な拡充を求める意見書を提出して下さい。

以上

陳情番号	件名
第 15 号	尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を含めた対応を求めることについて
受理年月日	
24. 11. 13	

陳情の趣旨
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>尖閣諸島の実効支配を推進し、海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の早期実現を求める意見書を政府に提出して下さい。</p> <p>(1)わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意志を内外に明確にするため、自衛隊や海上保安庁の活動の法的根拠となるさらなる領域警備に関する法整備を速やか講じること。</p> <p>(2)わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法制定を含めた対応をすること。</p> <p>(3)わが国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法制定を含めた対応をすること。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>尖閣諸島はわが国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確ですが、中国が不当に領有権を主張しています。このまま放置すれば、わが国の領土保全は極めて不安定な状況になる恐れがあります。従って、前東京都知事が表明していたように、国民の手による尖閣諸島購入を実現し、実効支配を早急に強化し、尖閣諸島を守る国家の意思を明確に示す必要があります。</p> <p>また、わが国は世界第6位の排他的経済水域面積を有し、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも国境となる離島の保全・振興、無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要があります。</p> <p>つきましては、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を含めた対応を求める意見書を政府に提出して頂きますように陳情致します。</p>

陳情番号	件名
第 16 号	拙速な人権委員会設置法の制定に反対することについて
受理年月日	
24. 11. 13	

陳情の趣旨
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>拙速な「人権委員会設置法」の制定に反対する意見書を国に提出すること。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>報道によれば、法務省は新たな「人権委員会設置法案」を作成し、政府がこれを閣議決定し、今臨時国会に提出する意向を示しています。</p> <p>不当な差別や虐待などからの救済を目的に、新たな人権救済機関をつくるという同種の法案は過去にも検討されましたが、人権侵害の定義が曖昧で恣意的な解釈による逆差別の弊害が危惧されることなどから、成立に至らなかった経緯があります。</p> <p>昨年8月に法務省政務三役名で公表された基本方針では、メディア規制を設けないなど、批判の強かった一部の条項が除外されていますが、人権救済機関（人権委員会）を国家行政組織法の3条委員会とする事や人権擁護委員の資格要件、また、人権侵害の定義が不明確であることなど、まだまだ議論を尽くさなければならない点が数多く存在すると思われます。</p> <p>つきましては、十分な国民的議論を経ないまま、拙速に新たな人権救済機関の設置を目的とする法律を制定することがないように求める意見書を、国に提出して頂きますように陳情いたします。</p>